



---

それぞれの機能障害についての細かいこと

## 各論その1

(内部障害系: 肢体不自由以外)



# 音声・言語機能障害

- ◆ 音声機能障害とは喉頭レベルと発声筋における発声能力の障害をいう
  - ◆ 気管の障害(気管切開など)は手帳の対象外
- ◆ 言語機能障害とは喉頭レベル以上の構音器官による発音能力の障害と、音声言語の理解(意味把握)と表出(意味生成)の能力の障害をいう
  - ◆ 意識障害、認知機能障害は手帳の対象外



# 音声・言語機能障害

- ◆ 音声・言語によるコミュニケーション能力  
(つまり日常生活上の制限)で判断する
  - ◆ 3級(喪失): 音声言語による意思疎通が  
できないもの
    - ◆ 家庭において家族でも会話の用をなさないもの
  - ◆ 4級(著障): 音声言語による意思疎通が  
困難なもの
    - ◆ 家庭外で他人との会話の用をなさないもの



# 音声・言語機能障害

- ◆ 脳卒中などの失語症の場合、一般的に言語機能の回復はプラトーに達するまでに時間がかかるとされているため、発症から半年程度では障害固定とは言えない場合があることに留意する必要がある
  - ◆ 十分な言語のリハビリテーションが行われたか、治療状況を経過から確認する必要がある
  - ◆ 半年程度では再認定を要することが多いと思われる



# 音声・言語機能障害

- ◆ よくある悩ましいケース
  - ◆ 意識障害や認知機能障害は精神機能の全般的な機能障害であり、言語中枢や発声・発語器官の障害ではないため、音声言語機能障害として認定することはできない
    - ◆ 意識障害や認知機能障害があっても、言語野の明らかな損傷が確認されるなど、言語中枢に著障以上の言語機能障害に相当する損傷があると根拠を持って示された場合には認定可能



# 音声・言語機能障害

- ◆ よくある悩ましいケース
  - ◆ 気管切開は音声・言語機能障害としての手帳交付の対象外であるため、気管以外の器官（喉頭や舌、言語野など）にも著障以上に相当する器質的異常があると根拠をもって示された場合（例えば舌の部分切除など）にのみ、認定の対象となる
    - ◆ 単に発声できないという事実のみでは、認定不能



# そしゃく機能障害

- ◆ そしゃく機能障害は、
  - 1) 神経・筋疾患
  - 2) 延髄機能障害及び末梢神経障害
  - 3) 顎・口腔・咽頭・喉頭の欠損等によるそしゃく・嚥下機能の障害
- ◆ 意識障害や重度の認知機能障害による経口摂取困難は精神機能の全般的な機能障害であり、そしゃく・嚥下器官の障害ではないため、そしゃく機能障害としての手帳交付の対象外



# そしゃく機能障害

- ◆ 栄養摂取の内容・方法の制限で判断する
    - ◆ 3級(喪失):
      - ◆ 経口的に食物等を摂取できない
        - 訓練やお楽しみレベルも含めて経口摂取が一切できない
      - ◆ 経管栄養以外に水分・栄養の摂取方法が無い
    - ◆ 4級(著障):
      - ◆ 摂取できる食物の内容、方法に著しい制限がある
      - ◆ 経管栄養の併用が必要
- ※ 小腸機能障害による制限は含めない





# そしゃく機能障害

- ◆ 4級（著障）の「摂取できる食物の内容、方法に著しい制限がある」とは？
  - ◆ 開口不能のため流動食に限られる
  - ◆ 誤嚥の危険が大きく、半固形物等に限られる
    - ◆ 学会分類2013の「0j・t～2-2」
    - ◆ スマイルケア食の「0～2」

学会分類2013		他分類			
学会分類2013	嚥下食 ピラミット	特別用途食品	UDF	スマイルケア食	
0j	L0 (嚥下食)	特別用途食品 I	—	ゼリー状 0	
0t	L3の一部 (とろみ状)	—	—	ゼリー状 0	
1j	L1-L2 (嚥下食I-II)	特別用途食品 II	特別用途食品 A1	ムース状 1	
2-1	L3 (嚥下食III)	特別用途食品 III	特別用途食品 A2	ペースト状 2	
2-2	L3 (嚥下食III)	特別用途食品 III	特別用途食品 A2	かまなくてよい 2	
3	L4 (移行食)	—	移行食	つぶせる 3	
4	L4 (移行食)	—	移行食	つぶせる 4	



# そしゃく機能障害

- ◆ 4級(著障)には、「口唇・口蓋裂等の先天異常の後遺症による咬合異常」も含まれる
  - ◆ そしゃく困難で食事摂取が極めて不利かつ
  - ◆ 歯科矯正治療、口腔外科手術の適応あり
    - ◆ 口唇・口蓋裂等の患者の治療を福祉で支援すること(自立支援医療の活用)が目的なため
    - ◆ 3年後再認定が必須



# そしゃく機能障害

- ◆ よくある悩ましいケース
  - ◆ 食道はそしゃく・嚥下器官ではないため、食道狭窄による食塊の通過障害はそしゃく機能障害としての手帳交付の対象外
    - ◆ ただし、食道入口部に限っては喉頭の一部として見なすことができるため、輪状咽頭筋弛緩不全や線維化などによる通過障害も手帳交付の対象となる



# そしゃく機能障害

- ◆ 音声・言語機能障害と基本的には指数合算はしない
  - ◆ 同一疾患・同一障害部位に対して、異なる障害区分から重複認定することはしない
    - ◆ 舌癌摘出術後による音声言語障害とそしゃく障害
  - ◆ 例外的に失語症による音声言語機能障害と、下顎腫瘍摘出術後によるそしゃく機能障害、のように異なる疾患による異なる部位の障害は、それぞれ認定し、指数合算できる